

戦後林業地代論論争に関する一考察

北 尾 邦 伸

A Study on Forest-Rent Theory

Kuninobu KITAO

目 次

I はじめに……………62	IV 土地所有と資本……………70
II 林業地代論の基礎……………63	V むすび……………72
III 二範疇林業論の再構成……………66	

I は じ め に

戦後に始まった旧林政学・旧森林経理学の克服をめざしての林業経済研究は、林業地代論々争の形をとってその学の形成をなしてきた。しかし、奥地正氏が1966～67年に9回にわたって『林業経済』誌に、氏の林業地代論を発表されて以後、さしたる理論的論争はない。氏の論文が「一つの時代の終り」を示すかの恰好で存在している。

しかし、筆者は氏の林業地代論の内容には満足しえない。林業経済研究の理論体系はまだまだ完成されていないように思われる。戦後林業地代論々争は次の3点から考察を加えられ、その理論体系は再構築されなければならないであろう。

- (1) 林業の生産過程を資本が如何に自己の論理を貫徹させて掌握するかの視点と、この貫徹に対する土地所有からの制限の視点とを混同させない。
- (2) 産業としての林業の実体論（＝林業の特質の検出）に関する二範疇林業論を混乱なく再構成する。
- (3) 林業の地代論の基礎、特に採取林業の地代論が成立するための理論モデルを確立させる。

本小論は、まず資本の論理の貫徹の視点から(3)および(2)の問題を論じ、その後土地所有による制限の視点からの、理論上の可能性を考察する。なお、主に引用する論文は次のものである。以後この番号で引用文献を示す。

- ① 石渡貞雄 『林業地代論』（1952）
- ② 鈴木尚夫 「林業における利潤と地代」（『林業経済』1959，3月号）
- ③ 同 「二形態の林業のもとにおける育林資本」（同，1960，6月号）
- ④ 同 「林業における地代理論の考察」（『北大演習林報告』1962）
- ⑤ 半田良一 「林業地代論の基礎的諸概念」（『林業経済』1956，6月号）
- ⑥ 同 「林業地代の基礎」（『林業経済研究』1961）
- ⑦ 同 『林業経営』（1972）
- ⑧ 村尾行一 「林業と原理論」（『林業経済』1960，3月号）

- ⑨ 同 「続、林業と原理論」(同, 1960, 8月号)
- ⑩ 同 『育林の生産構造』(1969)
- ⑪ 奥地正 「いわゆる二範疇林業の地代論的意義」(『林業経済』1966, 9月号)
- ⑫ 同 「採取的林業における『差額地代第二形態』の問題について」(同, 1967, 3月号)
- ⑬ 同 「二範疇林業共存下における木材価格の形成」(同, 1967, 7月号)
- ⑭ 同 「育成的林業における差額地代(-)」(同, 1967, 8月号)

II 林業地代論の基礎

1. 林業経済研究の分野で地代論はいかなるものとして、何に重点が置かれて論考されてきたか。後に問題にする二範疇林業の取扱いをめぐる問題を除けば、それは石渡貞雄氏以来の「差額地代の…形成条件としての土地豊饒度、位置等々について、林業はどのような特殊性をもっているであろうか」(④-p 98)という点に重点が置かれてきたようである。すなわち、木材の市場生産価格と各個別的生産価格との差額(=地代へ転形する超過利潤)の自然的基礎の内容についての考察が中心であったように思われる。

2. ところで、理論経済学において地代論(差額地代論)は如何に位置づけられており、その中心問題は何であろうか。日高普氏の『地代論研究』(1962)に依拠して、筆者の立場を略述しておくことと次のようなものである。

各個別資本の利潤率はどのようにして均等化されるかという問題は、利潤論がこれを取扱う。この利潤論を前提として、資本が土地に代表される自らの力ではどうすることもできない制限されうる自然力にぶつかる時、すなわち、生産条件の方を均等化させえない場合に、どのように利潤率均等化の傾向を貫徹させるかが地代論の領域である。資本は結果として、その制限された自然力の差に基づく超過利潤を、資本のいわば外部に押し出すという形(この超過利潤を差額地代として取得する土地所有を資本自らが指定する形)で処理するのであるが、この際論究すべき差額地代論の中心問題は、その展開のための理論モデルであり、その中での市場生産価格形成のメカニズムである。すなわち、最劣等地(ないしは最劣等投資場合での資本)の生産物の個別的生産価格が如何にして市場調整的生産価格となりうるかである。需要の増減に応じて動揺する市場価格を、生産・供給の側からいかなるメカニズムでもって「調整」するかの説明が、資本の平均利潤形成(このことによって資本は現実をつかむ)の視点から要請される。

3. 日高氏は『資本論』第3巻第38章「差額地代、一般」¹⁾を徴候的に読み、差額地代の一般的概念を確立されている。落流と蒸気力双方を利用している場合を例に上げることが、なぜ差額地代「一般」の例証になりうるのか。地代論が要請されるのは、ある個別的生産価格で供給を拡大していくことが、自然の制限性¹⁾にぶつかって不可能になる生産分野の場合であるが、しかし他面、地代論の成立は、最劣等条件での生産については同じ個別的生産価格(=同じ生産性)でもって供給を自由に増減しうるということが前提になっている。そのことによって市場生産価格を調整しうるのである。よってこの例は、優等条件である落流にだけ自然的制限性が働き、劣等条件である蒸気力にはそれが働かない(=資本の自由になる)ことを一般的に示しているのである。差額地代第I形態では優等地という形をとるこの優等条件は、第II形態では最劣等地をも含めた優等投資場面という形をとる。より劣等条件の自然力が生産にくみ込まれるということは、優等条件の自然力の余地がなくなっていることを論理的に意味しているものであり、いわゆる下向序列、および技術改善の捨象が地代論の成立には前提されているのである。

このように見てくると、石渡氏の「地代論は利潤の再分配分として分配論の一枝をなしている

ものである。分配の範疇としての地代は、価格論の次に、そして価格を前提することなしには体系的に論ずることはできない」(①-p 20)とする叙述は大層微妙に思えてくる。そして、これまでの林業地代論々々の傾向を踏えて次のことを云う必要があるであろう。「地代」はそのようにすべての論理展開が終ってはいじめて具体的に把握されるとしても、「価格を前提」とする「地代論」は、その理論的意義を半減させるであろう、と。

4. ところで、特に採取林業にあってその林業地代論の理論モデルはどのように設定されなければならないか。石渡氏は、採取林業も「林地の独占に基づく経営である限り、差額地代の一条件を形成することは、も早や明瞭である。この点に関しては、本質上農業と何ら異なることはない。」(①-p98)とされつつも、採取林業は「一回毎に採取対象が変わってゆく」(同-p102)というその特殊性に注目され、地代論展開の一般的基礎とその基礎を掘り崩す特殊性とを同列的に取り扱われる。というよりもむしろ後者の、「差額地代形成序列は、一回毎に異った林地間に更めて形成されてゆく」(同-p108)点を強調されるのである。

しかし、このように劣等条件そのものが優等条件と同等視しうるほじに自然の制限性を受けていると想定することは、採取林業における地代論の成立を危くする。採取林業にあって地代論を展開するためには、独占的に借り受けた一定面積の林地でのすべての採取が終るまでの期間は、たとえその林地内部で採取対象が次々に移転しているとしても、その一定面積からは繰り返し一定の個別的生産価格でもってある量の木材生産が行なわれている、と想定しなければならないであろう。これは鉱山地代論にあっての想定と同じであるが、林業の場合その労働対象があまりに平面的であるため、その「移動」性に引っぱられてしまったように思われる。

5. この点に関する石渡氏以来の混迷についての確に指摘されたのは半田良一氏であり、「抽象的地代法則樹立のための基盤は、地代序列の静態的把握にある。」(⑥-p 166)と述べられたのであったが、採取林業における地代論展開の理論モデルそのものの考察には向われなかった。その不充足性は、氏が採取林業の差額地代第Ⅱ形態を劣等材採取にかぎってのみ想定されていることから窺いえる。

この問題に関連して、採取林業にあってはその差額地代第Ⅱ形態は存在しないという奥地氏による主張がある。氏は従来の存在説を一つは、採取林業の追加投資は「『同じ土地部分に集積』されるのではなくて、『並行的に横たわる諸地面に配分』される他ないであろう」(⑫-p 16)ということから、他の一つは「われわれの議論は、技術、が変化しないという『静態、論的仮定を基礎とする』(同-p 15)のものであること²⁾から、否定されるのであるが、筆者は同意できない。これは、氏にあっては採取林業の地代論のための理論モデルが形成されていない、ことから生じた論に思われる。なお、ここで氏の云う後者の点についても触れておこなうならば、地代論で技術の改善がないことを仮定するのは当然としても、氏は「技術が変化する、ないしは改善される場合の『追加投資』は地代論における追加投資ではない」(⑫-p 24)という形で、技術の「変化」と「改善」を混合されている。氏にあっての追加投資は、第一次投資で与えられる固定資本イメージの「最適操業度、(=氏にあっての技術)から、流動資本イメージのそれゆえ微分小化しうる資本を「最有利操業度、まで投下する、といった操業度としてのそれである。あくまで前提されている市場価格に対応しての追加投資であり、また、その追加投資は、技術体系から規定されて一つの資本ブロックを持つわけでもないゆえ、追加投資そのものが市場価格を調整することはない。すなわち、氏の論じておられるのはもともと厳密な意味での差額地代第Ⅱ形態ではないのであり、よって氏の論にあっては最劣等地に差額地代が形成されることはない。正しくは追加投資は、第一次投資の技術体系とは切り離し可能な一つの技術体系の重疊的積みかさね、と考えるべきであろう。この追加投資の生産性が低下するのは勿論である。なお、これら二つの技術が統一されて

一つの体系となった場合は、一般には技術の改善として発現し、より高次での第一次投資となる。

6. 要するに、採取林業にあって、ある序列をもった一定面積の林地が優等条件地から生産に組み込まれており、それぞれから繰り返し一定の個別的生産価格でもって一定量の木材が社会に供給されているというモデル想定が必要である。そして、いま、社会の需要が増大したとして、第Ⅰ形態の場合は新たなより劣等の林地が外延的に拡大して追加供給のために資本に掌握されるし、第Ⅱ形態の場合は、優等地の同一面積から生産性を落しつつもより多くの木材を供給しようとする追加投資が行なわれる、と想定すべきであろう。そして、最劣等条件は資本にとって自然の制限性を受けることにはならず、需要に対応して資本の掌握または引き上げが自由である、と考えるべきであり、このことを通じて木材の市場生産価格が形成され、資本の平均利潤が成立していくのである。この市場生産価格と優等条件での個別的生産価格との差としての超過利潤が地代化するのであり、これらのことを通じてはじめて、原生林の立木価格を地代として把握できるのである。原生林採取林業における立木代は地代だ、と云ったところで、地代論が形成されていない地代説明は意味がないであろう。

7. ところで、所謂二範疇林業論を体系的に提起されたのは石渡氏であるが、氏は農業に非ざる林業（採取林業）と農業としての林業（育成林業）の二範疇の存在を確認し、林業の発展を前者から後者への発展として示そうとされた。氏は叙述の順序として、まず二範疇の林業を、「それぞれを個々に独立した源基的な経済運動の法則においてとらえ」（①-p97）、「それに照応する地代の性格」（同-p150）をそれぞれに見ることをされ、次に両林業の同時併存の論理を追究されたのであるが、「氏は、二つの林業地代を単一の法則に統一するにさいして破綻してしまった」（⑥-p162）、「氏の二範疇地代論の最大の問題点は、『二つの範疇の林業の同時成立』の論証において理論的に破綻したことにある」（⑩-p18）と一般には受けとられている。しかし、氏は「二範疇の林業は始源的には同時平行的に成立しえぬことが明瞭になった」（①-p150）と述べておられるように、「始源的」には同時併存しないことを論証されたのである。ただし、そのやり方は読者をして混迷させるものであった。すなわち、育成林業の地代論を展開した後、人工造林の資本の回転期間の無類の長期性を持ち出し、「人工造林は、それゆえ投下された価値に比較して尨大な立木価格でなければ成立しない」（同-p147）として、育成林業の地代論を述べることは「原則的に可能であっても、一種の空中楼閣にすぎない」（同-p147）と放棄されたのである。地代論は価格の次元で展開されるべきものであり、この展開の中に割って入ったの価値次元の論述は、当然に種々の混乱をひき起こす。

8. この点に関するスッキリとした整序は、村尾行一氏によってなされた。氏は、育成林業の生産の長期性（生産価格の価値からの乖離⁴⁾の問題を、理論経済学の生産価格論（価値—価格関係論）の確認を迫る形で処理（⑧）された。このことによって、生産価格の次元での木材価格の形成力に関して、採取林業（の最劣等地）も育成林業（の最劣等地）も同等であることが基礎づけられた。そのことによって半田氏の、「両者のメカニズムを統一的に把握しようとするれば、ある市場価格を前提として二範疇林業が共存する状態を、まず考察の基礎に与えることが必要であろう」（⑥-p166）、として設定された説明装置（および「原生林基点」概念）が生きてくるのである。

なお、奥地氏は、「いわゆる二範疇林業の地代論的意義」（⑩）を展開されているにかかわらず、二範疇区分の規準をその価値形式過程の違い（＝採取林業にあっては労働対象たる林木が無価値であり、育成林業ではそうでない点）に求めておられるが、その点で区分することの意義が「地代論」の中で果して生かしえるであろうか。筆者には疑問である。

9. 戦後地代論々争は、地代論と育成林業形成論とを同時に説こうとしつつ論じられてきたよう

である。しかし、採取林業の地代論の成立モデルを検討したことから分るように、木材の社会的需要が育成林業のみによって満しうようになる以前の段階では、社会の需要を一定とした場合、もともと両者は二元論的にしか論じられないものなのである。すなわち、地代論を説こうとする場合は採取林業を「静態的」に取扱わねばならないし、後者を論じようとするれば、採取林業の移動性＝「差額地代の一般的基礎を悪化させること」(①-p108)＝そのことが「林産物価格を昂騰」(同-p108)させる、を前提にしなければならないのである。社会の需要の拡大を想定する場合にはじめて、地代論を展開させつつ育成林業の形成を論じうるのである。この場合、育成林業地は差額地代第Ⅰ形態としてくみ込まれ、育成林業が形成してくるのである。

Ⅲ 二範疇林業論の再構成

1. 育成林業はある時点から、より劣等条件地へ後退する採取林業と木材価格形成力において同等の資格で、市場に近い所から形成されてくる。二範疇林業の概念をいましばらく通常用いられてきた形で使用するとして、この育成林業は、採取林業の採取生産過程に、育林生産過程をつけ加えて成立している。これが差額地代第Ⅰ形態をとって形成されてくるのであるが、このことは双方の生産過程が一体としての取り扱いを要請していることを意味する。すなわち、採取生産技術に育林生産技術を重疊的に追加するのではなく、双方が組み合わせさっての新たな段階の一つの技術として、第一次投資としてなされるのである。ただし、育成林業は採取林業よりも生産力が低く(本小論ではこれを前提とする)、このこと自体を技術改善とは云いがたい。石渡氏が難解な表現で、「人工造林の差額地代Ⅰがより高い資本集約による高次段階で、差額地代ⅡがⅠに揚棄されたところのものとしての差額地代Ⅰではなく、本来差額地代Ⅱを規定する内容であるに拘わらず造林の特殊性によってみせかけの虚偽の差額地代Ⅰの形態規定としての資本投下」(①-p173)が行なわれると述べられるのは、このことを意味するのであろう。

しかし、ともかく、これまで述べてきた採取林業、育成林業は「統一」して理解することが可能となった。鈴木尚夫氏が指摘されていたことを筆者に都合よく引用させてもらうならば、「採取林業、育成林業は、技術的發展系列におけるそれぞれの形態であって、決してことなる二範ちゅうをなすものではない」(④-p227)、「一つはその本源的形態であり、他はその発展形態」(同-p226)であると云えるのであり、一つの範疇のものとして理解しえるのである。

2. しかし、ことはそう簡単ではない。林業のもっている特質は今少し複雑なようである。たとえば、奥地氏が主張される、「育成的林業においては その最劣等地にあっても 差額地代は形成される」(⑩-p15)という説は、何にもとづいて生れてきているのであろうか。氏は、原生林の伐跡地には天然生林が、自然と成立していることに注目され、育成林業は「原初的にはこのような天然(生)林を前提的にうけとらざるをえない」(⑬-p17)とされる。そして「この天然(生)林は、いまや原生林最劣等地における同じような社会的無価値物ではありえない。…差額地代を形成すべきものなのである。」(同-p17)として、少なくとも天然生林採取の分を越える差額地代が、育成林業には常に形成されているはず、とされるのである。氏は、天然生林が生えていることと、天然林採取林業が成立していること、とを混同されており、氏の云うことを認めれば、地拵のための費用を構成する天然生林も地代を要求することとなり、問題であろう。ただし、有用物化する林木が自然に再生してくるという事実を、氏が林業の特質と関係させて把握しようとされていたことは、確認するに値しよう。なお、半田氏も、「自然的二次林形成を、育成的林業における差額地代第一形態の始源的段階に措定」(⑤-p4)されたことがある。

3. 二範疇の林業が、「始源的には」同時平行的に成立しえぬことを説かれた石渡氏は、次に、

「二つの範疇の林業の同時成立の論理的歴史的條件」(④-p151)の検討をされるが、この際奇妙な問題を登場させられる。氏のこの条件の検討はあまりに歴史事実からの説明で、論理説得的ではないけれども、林木資源が潤渇し木材価格が高騰することによって「原始林、天然林の単なる採取、伐出林業が天然更新作業の伐採方式に切換えられ」(同-p164)、いままで顧みられなかった第二次林に撫育作業と保続的造林が施され、続いて更に人工造林の可能性が濃化してくる、そのような段階が来ることを述べられる。ここに氏は、「第二次林とは、結果的には最も粗放な天然更新林といえる」(同-p164)なる論理転換の環を設定されるのである。すなわち氏は、「その出生において異った範疇の資本主義を前提する」(同-p135)がゆえに、「初期には一応捨象して考えた方が合理的」(同-p135)とされた天然更新方式をこの段階でもち込まれ、それと関連させつつ人工造林の形成を導かれる。この天然更新の成立を差額地代第Ⅰ形態とすることによって、差額地代第Ⅱ形態を規定するものとしての人工造林の設定が可能になるのであり、そのことによって氏は、「原理的には人工造林を追加投資経営方式と規定する」(同-p174)、「それ(人工造林—筆者)を差額地代Ⅱと結合させて考えることは、原理的であり自然である」(同-p174)、と云うことができたのである。

4. ところで、石渡氏が提起された二範疇林業の範疇区分の仕方に関して、他の論者と違った所に力点を置いた独自の読み方をされた(⑤、⑥)半田良一氏は、最近の論文において、森林作業を2つの発展段階(採取段階および森林生産力培養段階)に分けられ、二範疇林業論は採取段階でのみ意味があり、森林生産力培養段階にあっては成立しないと明言し(⑦-p36)、二範疇林業論を発展段階論の中に解消されている。しかし、半田氏が、村尾行一氏の林業生産の発展段階論シェーマに負うところが多い、と述べつつ(⑦-p33)展開されているこの発展段階論を、徹底的に読めば、村尾氏との間に奇妙なズレがあり、氏の独自の二範疇林業論が、むしろより発展した形で形成されていることが分るのであろう。

5. 村尾行一氏は、「自然的生産力の再生産という『自然の大循環』」(⑩-p28)的視点から、林業生産の発展を把握しなければならぬことを提唱される。「林業生産は…自然的生産力の再生産を自己のいわば巡回基軸とする」(同-p1)のであるとして、その再生産様式の違いによって発展段階区分を行ない、自然の自動回復力に無自覚的依存を行なっている採取段階、その自動回復力の許容限界内に生産を制御する保育段階、それを人工的に再生産する培養段階を設定される。そしてこの発展段階の違い、すなわちいまだ培養段階でないことによって、「林業生産は農業生産といわば『範疇的』に異なる」(同-p25)のであり、そして現在の日本林業の一般的状态は、採取林業の展開期にある、と云われる。よって、「この(=保育段階—筆者)技術体系がいかなるものであるかは、…示唆的に述べることしか出来ない」(同-p30)のであり、「今日においては、『観念的』に主張され」(同-p31)うるものでしかないことを氏は認めつつも、保育段階においては、この『観念的』なものが「生産技術的に必然化する」(同-p31)こと、および、「この保育段階の全面的開花の後に、さらに林業生産が発展するとすれば、来るものが培養段階なのであろう」(同-p31)、と未来を推測される。が、当然のこととしてこの間のさしたる論理展開はない。むしろ氏は、林業の発展はこれまで、自然力の再生産様式を巡回基軸とするような形ではなされてはこなかった、という論証を林地施肥論の形で試みておられるのである。

林業の採取段階から保育段階への移行の論の導き方は特に難解であり、「『発現様式』技術が保育的であるとともに、自然的生産力の再生産技術も自然的生産力を保育するものとなろう」(同-p30~31)といった形で氏は、獲得様式としての育林生産の技術体系の「保育」性から、発展段階の「保育」段階をひき出しておられるかにみえる。しかし、それは無理であらう。「培養段階」にある農業にあっても、その労働対象が生物である限り、「獲得様式」が保育・馴致的であるこ

とは引きつがれていくはずである。そもそも保育段階の段階規準を与えている「自然の自動回復力の許容限界内に生産を制御」(同-p4)する, という「許容限界内」なるものは, あまり意味をもちえないのではなからうか。人間の労働生産過程が土地産業にあって, 根底でその生産手段を“生きもの”としての土地(=村尾氏にあっての自然的生産力)に依存していることを認知・自覚し, それを保育する必要に迫られることと, その許容限界内に人間の生産(獲得)を制御することとは, 直接にはつながりはしない。そして, 氏が云われるような, 「許容限界内」に留めつつ「林業生産の縮小ではなく, 採取段階からの飛躍」(同-p 29)をはかる, ことは不可能であろう。(なお, 筆者は, “生きものとしての土地”は, 有機物を植物が吸収しやすい形態に分解・還元する微生物の存在に端的に示されると考えている。培養段階にあっては, そのような存在を介することなく, 植物に必要な栄養諸要素, 水等が直接制御されつつ与えられる。“生きものとしての土地”を必要としなくなりつつある近年の農業は, その是非は別として, 保育段階から培養段階へと確かに進みつつあると云えるであろう。)

このように論述内容が難解で問題点も多い村尾氏の「林業生産の発展段階」シェーマが, ある種の説得性を有しているのは, 氏が, 農業が経てきた発展を踏え, それに則しつつ林業を農業化への発展として把握しようとしてされているためである。すなわち氏は, 林業の発達を簡明に, 石渡氏が述べられている「農業に非ざる林業から農業としての又は農業的面の多い林業…えの発展」(④-p 30), として考察されているからである。

6. 半田氏は, 「いわば単なる採取としての伐採が先行したあとから, 事後処理的な役割りを演ずる」(⑦-p 34)形で造成されてくる人工造林(そのような育成林業)の技術の展開を, 採取段階のものとしてされる。氏は多言されてはいないが, この段階で想定されている林業における森林は, 採取生産にとっての労働対象としてのみ機能する, と考えられる。しかるに, 次の森林生産力培養段階においては森林を, 「容器的労働手段」(同-p21)として取り扱う林業を想定される。この林業においては, 「森林生産力を維持培養する必要性ということがつねに念頭におかれている」(同-p 35)のである。

この二つの林業はそもそも, 発展段階論的に処理しうるものであろうか。後者の林業は前者のその発展形態と云えるであろうか。筆者の考えでは, 後者の林業は, 前者の農業としての(ないしは農業化へ向う)林業に対して, いわばそれと範疇を異にする「林業として留まる林業(=林業としての林業)」である。

思えば半田氏は, 採取林業の中に二範疇を持ち込まれた(⑤, ⑥)二範疇論者であったのである。

7. ここに到って, 理論的に新たな二範疇林業論を構成する必要が生じてくる。林業には, 「始源的」にも発展段階的にも二範疇の林業が存在するのである。いま仮に, 従来概念されてきた「農業化する, または農業としての林業」を α 範疇の林業とし, それに対して「林業としての林業」を ω 範疇の林業として, 育成林業の形成過程を図示すれば図1のようなものになるであろう。

8. 技術論は経済学とは, その労働過程論

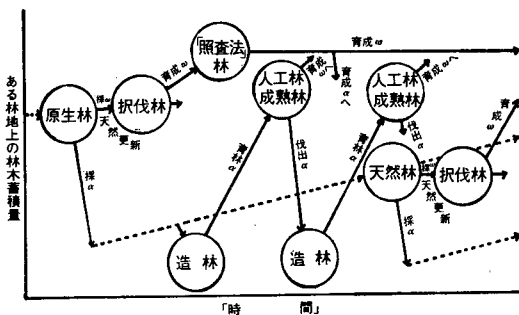


図1 育成林業の形成過程

注)

- ・採 α , 採 ω はそれぞれ採取林業 α , 採取林業 ω 。育成 ω は育成林業 ω , 育林 α はそれぞれ育林生産 α , 伐出生産 α で, 双方が組み合わせられて育成林業 α が形成される。
- ・実線部分は資本がその林地を掌握していることを示す。破線部分は非掌握。
- ・どの時点で第一回目の造林が開始するかは不定。よって, 天然林採取林業の展開の可能性が存在する。
- ・調査法林とは, 土地当り林木生長量を最大にする森林作業方式。

の領域で交わっている。技術は、労働（実践）主体者の目的を前提にしての対象との係り方、目的一手段体系である。（経済学はこの領域で技術と交わりつつも、終始主体を越えたもの、「主体なき過程」として展開される。）労働対象に対して人は直接的ではなく、一つには労働手段を、いま一つには対象認識を介して立向う。よって、技術とは労働対象と、労働手段ないしは対象認識との結合様式である、と表現しうるのである。⁸⁾

二つの林業 α と ω は、この技術の範疇を異にするのである。採取林業 α では森林は、労働対象として大地から切り離される林木の単なる集合体であり、その生産の「一回性」の前提（目的）のもとに、個別的生産価格が最低になるような労働手段ないしは対象認識が採用され、一つの技術が確立するのである。採取林業 ω では、森林はそれ自身再生産的に維持されるものとして取り扱われ、採取対象としての林木に対して森林が、一種の労働手段であると云えないこともない関係になる。資本はこの「森林とともに」、この地に留まることを決意しているのである。ここでの技術は、すぐれて生態学的である。林木に定まった成熟期がない、林木の生育期間が長いと樹令構成を異ならして空間および太陽光線を立体的に利用する必要がある、といった農業とは異った特性が、この技術体系（林業のオメガシステム）の中でこそ十分に生かされるのである。

採取林業 ω は己れ自身を保持することによって、永遠の自己運動をするのであり、採取林業 α は外に向って展開し、ある段階で育林生産 α なるある種の他者の存在を前提として運動する非有機的なものとしてあるのである。よって、育成林業 α は、もともと〈分断一組み合わせ〉としての非有機的技術体系としてあり、よって育林生産と採取生産を経営的に分化することが可能である。

9. 採取林業 ω の資本の生産力は、一般に採取林業 α のそれより低いであろう。ではどのようにして、同時共存が可能であろうか。ここで少々問題はあろうが、土地所有を消極的に登場させよう。資本が原生林に対して採取林業 α を行なう場合、その林地にとって資本は一過的であり、よって発生する地代はその時限りである。再度資本によってこの林地が掌握されるのはいつか、またそれがありうるのかについて何の保証もない。よって土地所有者は、この際に得た地代相当資金の利子によって（貸付資本家として）将来にわたる自己の生活を維持するしかない。ところで採取林業 ω が行なわれた場合、一回分の地代はより少ないであろうが、それは年々取得しうるものとしてある。よって、採取林業 α の地代の利子分をこの地代が上回りそうであれば、土地所有者は資本家に採取林業 ω を採用することを迫るであろう。採取林業 ω は、もともと資本家的生産に染みにくいものであろうが、資本家にできることは、このような要求をする土地所有者の林地を劣等条件のものとして、その掌握を後まわしにすることだけである。しかし、地代論が明らかにするように、平均利潤が形成されるならば、劣等条件のものとして後まわしにしつつも資本家にそれを拒む理由はない。多様な林分構成をもち、その森林の再生産力が高い原生林ほど、採取林業 ω が行なわれる可能性が強いらあろう。かくして、採取林業 α および ω 双方から生産される木材によって、その社会的需要が満されることになる。

10. 育成林業 ω は、採取林業 ω に育林のための資本を追加投資する形で形成されてくる。これは従来より一段低い生産性をもった資本投下であるが、そのことによって同一面積からより多くの木材が供給されることになる。この育林技術は、採取林業 ω の技術に対する重疊的追加技術であるがゆえに、いつでも分離可能であり可逆的（＝引き上げ可能）である。このことによってこの育林資本投資は、木材の市場生産価格を調整しうるのであり、また、それ単独で平均利潤を要求しうるのである。この育林投資が、当面する木材の社会的需要量を満たすための最終的投資である場合、すなわち、最劣等条件投資である場合には、差額地代第Ⅱ形態が形成される。

IV 土地所有と資本

1. これまで超過利潤の形成については、地代化すべきものとしてのそれに関してだけを想定してきたのであるが、土地産業にあっては、資本本来の超過利潤の形成（特別剰余価値生産にもとづくそれ）が同時に行なわれているのは、勿論である¹⁰⁾。資本は後者の形で、自然を実質的に包摂しようとする。すなわち、資本は自己の作り出した「自然」（よって均一な「自然」¹¹⁾）、ないしは自由な自然、を生産手段とする生産をなそうとする傾向をもつのである。しかし、自然はなお対象的自然として留まるのであり、資本は「いまだ」対象に規定されるのである。よって資本はこれまで見たように、このような対象的自然を自ら土地所有者を措定しつつ形式的に包摂するのである。以上が差額地代論の領域であった。

2. ところで、形式としての資本の論理では、あくまで自己の論理の延長上での土地所有の「措定」であろうが、現実をとらえるものとしての資本の総過程は、歴史的与件としての実在する土地所有を資本主義的土地所有に転化させていく過程である。資本の論理でその土地所有をくくろうとする際、くくられる側の論理も当然に存在する。しかし、資本は、このくくられる側の論理の展開を全面的にはなく、そのある種の実質性において譲歩・許容しつつ、すなわち、自らをより広い意味での「資本一般」として、最終的に上記の対象的自然を包摂するのであり、資本制的土地所有を完成させるのである。このくくる側の論理とくくられる側の論理の関係、その一般的規定は絶対地代論で取扱われる。そして、マルクスの地代論は、差額地代論よりも絶対地代論を中心にして形成されたものであると云われる。林業の考察においても、特にある期間後に生産条件が全体として低下する採取林業 α の特殊性が、資本の最劣等条件における生産の自由さに対して土地所有が、土地に対するその「独占」力（土地所有間の競争は前提とされるのだが）を発揮しやすくさせるであろうから、絶対地代論の究明は重要であろう。村尾氏のように、「絶対地代なる概念は、…原理論から排除されねばならない」（⑨-p 29）と考えるのは疑問である。絶対地代論と係わることによってこそ地代論の課題は根底的で、かつ、雄大なものとなるであろう。しかるに「原理論」が氏のように、絶対地代論を排除した狭い資本の論理としての「原理論」であるならば、それが特に土地産業の現実を分析する際の「規準」に、果してなりうるかがいたって疑問となる。ただ、現在の筆者は、絶対地代論を正面から取り上げる力量はない。

3. 林業経済研究にあって、資本の平均的利潤率への均等化過程の、土地所有による制限の問題を考察されたのは、鈴木尚夫氏であった。氏は、「土地所有による 育林過程の掌握、育林資本の低収益的現象」（③-p 23）の解明を、「特定の歴史的発展段階の問題」としてではなく（同-p23）、理論上の一般的分析として、なそうとされた。氏の理論は種々の批判を受け、かつ、氏自身さしたる反批判をなされていないのが現状であるが、氏が抱かれていた問題意識は復権されるべきではなかろうか。資本の論理に対する土地所有による制限傾向、および、資本の側からのこれに対する阻止と譲歩の分析は、どこまで一般的になしうるか試みるに値しよう。

4. 鈴木氏は前述のように、土地所有と育林経営の人格的一致、および育林投資に対する利子率概念（林業利子率）の適用なる、資本と土地所有の関係を不純にしていると思われる現実の事態に対して、その理論的解明を試みられた。氏は、林業には「資本を全く投下¹²⁾しなくとも、林地は天然に立木を成立せしめるという鉱業や農業とは決定的にことなる…特殊性」（②-p 18）があること、および育成林業は、この林業（＝採取林業）の「土地改良投資形態」（④-p241）であって、「採取林業の…自然的豊度の形成形態と、育成林業のそれとは、豊度を形成する端緒」（同-p248）が違っただけで、「豊度形成の大部分をしめる期間は、技術的には、まったく同じである」といって

よい」(同-p248)ことに注意を要請される。そして、地主的意識からすれば、この「自然的な豊度の高まりは、同時に地代の自然的な高まり」(同-p249)に映ずるであろう。自分の林野には年々地代が発生しており、ただ実際には、採取資本にその林野の使用を許す際に累積した地代を立木代として一括して手に入れるのだ、と考えることができるであろう。鈴木氏は、このような林木の自然成長性を地代と考える意識の上に、その長期にわたる年々の地代を利子と考える貸付資本家を登場させて二重化させることにより、「端緒」たる育林投資が、土地所有=利子生み資本によって担われるようになることを説かれる。しかし、これらのことは、現実の現象そのものの把握であり、理論的解明であるためには、育林資本の利子生み資本への転化の論理必然性、ないしはその契機が、示されねばならないであろう。鈴木氏はこの点を、育林資本を農業での土地改良資本に類比することによって処理されようとする。氏は当初、この土地改良資本を、外延的投資としての開墾に例を置いた形で考えられており、よってそれは差額地代第Ⅰ形態との関連で論じられるべきものであり、この方が筆者には「転化の論理」¹³⁾の推測を可能としているゆえ得説的であった。が、氏は後になって、この形での説明を訂正されることによって、類比の意味自体が筆者には理解できないものとなってしまっている。

なお、新沢嘉芽統氏は、農業において未墾地が、将来の借地料を目当てとして売買されるようになると、(その売買の土地価格は、借地料を資本化した額から開墾費を差引いた額)、借地農業者(資本家)の開墾の対象とはならなくなることを示される。(借地農業者がやった場合、超過利潤=地代が発生しなくなる。)開墾はこの場合、この土地を買った土地所有者(あるいは、そのように土地の商品化を想定しうる従来からの土地所有者)、によって担当されることになるが、「この土地所有者の考え方は、もはや、本来無価値な土地に対して、地代を取得するという地主的意識ではなく、商船や店舗を建設して、企業家に貸付ける貸付資本家の意識¹⁴⁾に変わっている」のである。

5. 育林が追加投資として行なわれる育成林業 ω では、鈴木氏が考えられているような「端緒」といった形で、育林を考えることはできない。全生産期間を通じて、すぐれてそれは、森林「経営」的なものの一環としてある。よって、育成林業 α において、育林の形成の際の土地所有一資本関係を考察してみよう。育成林業 α に先行した採取林業 α は、前に見たように、土地所有者を貸付資本家化させつつ通過して行く。すなわち、一回性の地代¹⁵⁾を得た土地所有者は、自己の収入を維持していく必要上、資本と何らかの形で係わりつけねばならぬのであるが、もはや自分の土地を介して係われない以上、彼は地代として受けとった資金を資本家に貸しつける貸付資本家になるしかないのである。ところで、採取林業 α が奥地化したある段階で、伐採跡地のまま放置されていた彼の土地は、資本(育成林業資本 α)によって再び掌握されることになるであろう。しかし、彼はこの時期まで、何もしないで待っているであろうか。育成林業を利子率水準の収益性で「開墾」できる段階になれば、自らその「開墾」に乗り出し、自分の従来土地とのつながりにおいて自己を確立する道を選ぶ可能性の方が、強いのではなからうか。

ところで、この劣等条件地の早すぎる生産圏へのくみ込み¹⁶⁾は、Ⅱでみたような最劣等条件での生産の、市場価格調整メカニズムを攪乱させる。すなわち、土地所有による自己「経営」が、資本の平均利潤の形成を困難にするという意味で、資本の論理を制限する傾向をもつのである。これに対しての資本の本来的やり方は、特別剰余価値生産を行なうことを通じて(そのことにより利子率水準の収益をももたらさせない形で)、そのような「経営」の参入を阻止することである。しかし、このやり方が困難な場合、資本はひとまず、その生産過程(育林生産過程)を掌握することを諦めて切り離し、外的に操作的に係わるしかないのである。

少々歴史過程的な面に触れるならば、育成林業 α の形成は、もう一つの過程としても現われる。

それは、「早すぎる生産圏へのくみ込み」を農民がやる場合であり、この際は、利率概念は意味がない。農民は自己の労働を介して、生産手段たる土地に係わり、(というよりむしろ、農業経営での剰余労働としての自己労働力を、山に投下するという形で、)所有を確立する。すなわち、採取林業資本が駆逐してきたはずの、労働を通じての対象の領有としての所有=近代的土地所有者が、この段階で新たな抵抗力をもって、再び資本の前に立ち現われるのである。かくして、育成林業形成期において林業資本は、土地所有による制限を認めつつも資本制的土地所有を完成させる、という方向にではなく、土地所有の自己「経営」によって、および歴史的与件としての土地所有への退行逆転傾向という形で、土地所有による制限を受けるのである。

V む す び

本論は、小論であるにかかわらず、あまりに多くの論点を盛り込んでしまった。読者賢者には、その一つ一つが未熟で、かつ、不十分なものでしかないことが一目瞭然であろう。今後必要によっては、批判的訂正を加えていこうと考えている。ただ、これは、林業地代論に対する一つの全体のつもりである。このような形の方が、むしろ、沈静している林業経済研究の理論体系をめぐる論争を活性化するのに、何らかの意味で役立つのではと考え、あえて提出する次第である。

注釈および引用文献

- 1) アルチュセール、バリバル『資本論を読む』。この本では、現実的对象とは切断された理論的对象の確立という対象の問題と、この「徴候的に読む」という方法の問題が扱われている。後者は、「まだ暗示的なあるいは実践的な形でしか存在しないものを見えるものにする」(p 39) 読み方を云う。
- 2) 石渡氏は、採取林業の追加投資が、「一定面積の立木を一定時間内に大量的に伐出させ」(①-p 114)る形で行なわれることを、採取林業の差額地代第Ⅱ形態の一つとして上げられるが、奥地氏はこれを技術「改善」との関連で批判される。
- 3) 例証的には、個別資本が20年近くにわたる森林伐採権を得て、数万 ha の原生林採取林業を行なっているインドネシア林業を上げるであろう。
- 4) 村尾氏は地代論を、いわゆる「価値と価格の区別の例解」としてしか取り扱われていないように筆者には思える。なお、ここで村尾氏は「所謂『二範疇論』は、現象に眩惑された、理論的には無意味な見解でしかない」(⑧-p. 23)と結論されているが、これは氏が二範疇林業論を「資本主義経済の原理論によっては包摂しえない林業の特殊性に求めんとする問題意識のもとに展開されている」(同一-p 7)論であると受けとめられての、それとの関連での結論であり、筆者には同意できない。二範疇林業論をそのように受けとめるべきではないであろう。
- 5) 農業地代論にあっての耕地の外延的拡大は、常にこのことを想定している。林業地代論々者でこのことを意識して想定した人はいない。
- 6) 鈴木氏は、この文を、後に筆者が述べる林業 ω の場合を想定して書かれているように思われる。
- 7) 後述するように、単なる「結果」の次元で「技術」を把握することには、筆者は同意できない。
- 8) 構成されたものよりも、構成する立場に力点をおく技術論(“実践論”としての技術論)からすれば、この労働手段も、目的を介しての対象と対象認識の結合の結果として生産されてくるものであろう。しかし、経済学と関連させる意味で、労働手段は無視しえない。
- 9) 資本の生産力追求はもともと、自然分断的・工学的方向で行なわれる点、および資本は、労働対象の無限代替可能性を想定しつつ、「当面」の生産力を追求する傾向にある点から、このことが云えるであろう。
- 10) よって、土地産業のその拡大再生産過程にあっての生産力の形成は、二重に行なわれる。場合によっては、生産力の低下があらう。
- 11) 資本が「いまだ」この「均一」な自然、を生産しえていないことと係わって、労働力(人間的自然)を「均一」化しえないでいる。このことから労働手段は、「いまだ」労働力と「統一」されており、労働対象と労働手段は、そのような労働力を介して「結合」されているのである。
- 12) この特殊性が生かされ、現実的に地代を発生させるのは、前述のように採取林業 ω においてである。そうでない天然生二次林は何ら地代をもたらさない。ただし採取林業 α の跡地において天然林採取林業 ω は、

- 「偶然的」に存在しうる。
- 13) 鈴木氏は論文④に於て氏の前稿③の「育林資本の利子生み資本への転化の説明は、このように再検討され、訂正を要するものと考えられる。」(④—p 251)と注釈をつけられているが、どのように訂正すべきなのかよく分らない。ただ「開墾」投資との類比は一切されなくなっている。
- 14) 新沢嘉芽統『農産物価格論』1959, p 175
- 15) この地代＝立木価格は、同時に「土地」価格として取り扱ってもよい性質のものとしてある。しかるに名目上の土地所有は、立木を売った後も残存し、育成林業が形成される際に再びそれが生きてくる、という特殊性が林業にはある。よって、原生林伐採跡地の地価評価には、種々の意識が介在する。
- 16) この意味から、育林を単なる「端緒」としてのみ考える必要はない。それなりの技術を介して、生産期間を通じて経営的に係わらねばならぬものであってもよい。

Résumé

Though the theoretical approach on the forest economics has been mainly stressed on the land-rent theory, the theory itself is not developed enoughly. Considering this land-rent theory of forestry, the following points should be reminded;

1. As to logging industry of primeval forest, its locational movement has been so emphasized that the necessity of a static model in the land-rent theory has been overlooked.

2. As the industrial characteristics of forestry, two technical categories could be pointed out; one is called the forestry "α" and the other is called the forestry "ω".

	Primitive Tech. Step	Afforestation Tech. Step
Forestry "α"	1 Clear Cutting 2 Locational Movement (from one location to worse location) 3 The forest is only dealt with as a labour object for cutting.	Afforestation is connected to logging and the both parts compose the primary investment; the differential rent I is formed.
Forestry "ω"	1 Select Cutting 2 One Location 3 The forest is cut selectly and is kept up as a forest which brings up standing trees.	Afforestation is added to logging as the additional investment; the differential rent II is formed.

3. In the forestry "α", there is a tendency that an entrepreneur is restricted by a land owner; a landowner will start to manage his land by himself not at the level of the average profit rate but at the level of the interest rate.